**所得段階に応じた保険料額の設定**

菊陽町の令和７年度介護保険料の基準額**72,000円**（年額）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所得段階 | 対象となる方 | | | 調整率 | 保険料年額（月額） |
| 第1段階 | ・生活保護受給者の方  ・老齢福祉年金※1受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 | | | 基準額×  0.455 | 32,760円  (2,730円) |
| 世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額※2の合計が | | 80.9万円以下の方 | 基準額×  (0.285) | (20,520円)  (1,710円) |
| 第2段階 | 80.9万円超  120万円以下の方 | 基準額×  0.685 | 49,320円  (4,110円) |
| 基準額×  (0.485) | 34,920円  (2,910円) |
| 第3段階 | 120万円超の方 | 基準額×  0.69 | 49,680円  (4,140円) |
| 基準額×  (0.685) | (49,320円)  (4,110円) |
| 第4段階 | 世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が | | 80.9万円以下の方 | 基準額×  0.9 | 64,800円  (5,400円) |
| 第5段階 | 80.9万円超の方 | 基準額×  1.0 | 72,000円  (6,000円) |
| 第6段階 | 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が | 120万円未満の方 | | 基準額×  1.2 | 86,400円  (7,200円) |
| 第7段階 | 120万円以上210万円未満の方 | | 基準額×  1.3 | 93,600円  (7,800円) |
| 第8段階 | 210万円以上320万円未満の方 | | 基準額×  1.5 | 108,000円  (9,000円) |
| 第9段階 | 320万円以上420万円未満の方 | | 基準額×  1.7 | 122,400円  (10,200円) |
| 第10段階 | 420万円以上520万円未満の方 | | 基準額×  1.9 | 136,800円  (11,400円) |
| 第11段階 | 520万円以上620万円未満の方 | | 基準額×  2.1 | 151,200円  (12,600円) |
| 第12段階 | 620万円以上720万円未満の方 | | 基準額×  2.3 | 165,600円  (13,800円) |
| 第13段階 | 720万円以上の方 | | 基準額×  2.4 | 172,800円  (14,400円) |

※括弧内は低所得者軽減措置後の調整率、月額保険料、年額保険料

※１老齢福祉年金：明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※２合計所得金額：「収入」から「必要経費など」を控除した額です。所得段階が第1～5段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の額です。分離譲渡所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。